

写

別添

6 消安第 4973 号
令和 6 年 12 月 25 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 64 号）が令和 6 年 12 月 25 日付けで公布され、同日から施行されることとなりました。また、本省令の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）を別紙新旧対照表のとおり一部改正しました。

改正内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 省令改正の趣旨

- (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）別表第 1 の 1 の (5) のイにおいて、飼料に含まれる飼料添加物の名称及び量を表示しなければならないとした上で、飼料添加物の名称及び量の表示方法が定められている。
- (2) 具体的には、同項（注）の 1 の表において、指定名称以外に表示に用いることができる飼料添加物の名称（以下「一般名」という。）を定めている。
- (3) また、同項（注）の 2 の 2）において、飼料添加物であるプロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、ギ酸及びフマル酸（以下「プロピオン酸等」という。）について、最終製品の飼料にも当該成分の含有量の表示が必要と定めている。
- (4) これらの表示の基準について、近年の飼料添加物をめぐる状況を踏まえ、制度を適正化する観点から、所要の改正を行った。

2 省令改正の概要

省令において、飼料一般の表示の基準として定められている、飼料に含まれる飼料添加物の名称及び量の表示方法のうち、以下について改正する。

- (1) 飼料添加物の名称の表示について、飼料添加物の一般名に係る部分を省令から削除し、当該部分を運用通知において定める。
- (2) 飼料添加物の量の表示について、主に規格を満たす飼料を製造するために必要となるものであることから、最終製品におけるプロピオン酸等の含有量の表示を不要とするよう改正する。なお、飼料を製造するための原料又は材料（家畜等に供される最終製品以外の飼料）における含有量の表示は引き続き必要となる。

3 運用通知の改正の概要

2の改正を受けて、所要の改正を行う。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
目次	(略)	目次	(略)
第1	(略)	第1	(略)
第2	飼料の製造等に関する規制	第2	飼料の製造等に関する規制
1	(略)	1	(略)
2	基準及び規格	2	基準及び規格
(1)・(2)	(略)	(1)・(2)	(略)
(3)	成分規格等省令の留意事項	(3)	成分規格等省令の留意事項
ア	別表第1（飼料関係）	ア	別表第1（飼料関係）
(7)～(7)	(略)	(7)～(7)	(略)
(エ)	飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）	(エ)	飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）
a・b	(略)	a・b	(略)
c	別表第1の1の(5)のイの(4)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。 含有する飼料添加物の名称及び量 亜鉛バシトラシン 16.8万単位/トン	c	別表第1の1の(5)のイの(4)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。 含有する飼料添加物の名称及び量 亜鉛バシトラシン 16.8万単位/トン <u>プロピオン酸カルシウム 0.1パーセント</u>
	抗菌性物質製剤（プロピオン酸類を除く。）並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤、プロピオン酸類、ギ酸		抗菌性物質製剤（プロピオン酸類を含む。） <u>、ギ酸及びフマル酸並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤以</u>

及びフマル酸（以下「抗酸化剤等」という。）以外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。

飼料原材料に用いた抗酸化剤等の量の表示については、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤等の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含まれる飼料添加物の名称の表示については、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」という。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめることが難しいこと等から、指定名称に代えて広く一般に使用されている名称（以下「一般名」という。）でも表示することができることとされている。この趣旨から、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称を一般名とし、指定名称に代えて一般名を名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示することができるものとする。

飼料添加物名	名	称
Ｌ-アスコルビン酸	β	タミンC
Ｌ-アスコルビン酸カルシウム	β	タミンC

外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。

飼料原材料に用いた抗酸化剤の量の表示については、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含まれる飼料添加物の表示の名称については、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」という。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめることが難しいこと等から、指定名称に代えて定められた一般名でも表示することができることとされている。この趣旨から、一般名が定められた飼料添加物については、指定名称に代えて一般名を表示の名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示することができるものとする。

(新設)

Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム
Ｌ－アスコルビン酸－２
－リン酸エステルナトリウムカルシウム
Ｌ－アスコルビン酸－２
－リン酸エステルマグネシウム
アセトメナフトン
アミノ酢酸
アミラーゼ
DL－アラニン
アルカリ性プロテアーゼ
アルギン酸ナトリウム
Ｌ－イソロイシン
エルゴカルシフェロール
塩化コリン
塩酸ジベンゾイルチアミン
塩酸チアミン
塩酸Ｌ－ヒスチジン
塩酸ピリドキシン
塩酸Ｌ－リジン
エンテロコッカス フェ
カーリス
エンテロコッカス フェ
シウム
カゼインナトリウム
カルボキシメチルセルロースナトリウム

ビタミンC
ビタミンC
ビタミンC
ビタミンK₄
グリシン
でんぷん分解酵素
アラニン
たん白質分解酵素
粘結剤
イソロイシン
ビタミンD₂
コリン
ビタミンB₁
ビタミンB₁
ヒスチジン
ビタミンB₆
リジン
乳酸菌
乳酸菌
粘結剤
粘結剤

キシラナーゼ	纖維分解酵素
キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	纖維・ペクチン分解酵素
グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
L-グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム
クロストリジウム プチリカム	酪酸菌
コレカルシフェロール	ビタミンD ₃
酢酸dl- α -トコフェロール	ビタミンE
酸性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
シアノコバラミン	ビタミンB ₁₂
ジブチルヒドロキシトルエン	BHT
硝酸チアミン	ビタミンB ₁
シヨ糖脂肪酸エステル	乳化剤
セルラーゼ	纖維分解酵素
セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	纖維・たん白質・ペクチン分解酵素
ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤
中性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン	メチオニン水酸化体
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅	メチオニン水酸化体銅

ロキシメチオニン銅	メチオニン水酸化体マ
2-デアミノ-2-ヒド	ンガン
ロキシメチオニンマンガ	
ン	
DL-トリプトファン	トリプトファン
L-トリプトファン	トリプトファン
L-トレオニン	トレオニン
DL-トレオニン鉄	トレオニン鉄
ニコチン酸アミド	ニコチン酸
バチルス サブチルス	枯草菌
D-パントテン酸カルシ	パントテン酸
ウム	
DL-パントテン酸カル	パントテン酸
シウム	
d-ビオチン	ビオチン
βタミンA粉末	βタミンA
βタミンA油	βタミンA
βタミンD粉末	βタミンD
βタミンD ₃ 油	βタミンD ₃
βタミンE粉末	βタミンE
βフィドバクテリウム	βフィズス菌
サ-モフィラム	
βフィドバクテリウム	βフィズス菌
シュ-ドロンガム	
ブチルヒドロキシアニソ	BHA
ール	
プロピレングリコール	粘結剤
ポリアクリル酸ナトリウ	粘結剤
ム	
ポリオキシエチレングリ	乳化剤

セリン脂肪酸エステル
ポリオキシエチレンソル
ビタン脂肪酸エステル
DL-メチオニン
L-メチオニン
メナジオン亜硫酸水素ジ
メチルピリミジノール
メナジオン亜硫酸水素ナ
トリウム
ムラミダーゼ

ラクターゼ
ラクトバチルス アシド
フィルス
ラクトバチルス サリバ
リウス
リパーゼ
リボフラビン
リボフラビン酪酸エステ
ル
硫酸亜鉛 (乾燥)
硫酸亜鉛 (結晶)
硫酸コバルト (乾燥)
硫酸コバルト (結晶)
硫酸鉄 (乾燥)
硫酸銅 (乾燥)
硫酸銅 (結晶)
硫酸ナトリウム (乾燥)
硫酸マグネシウム (乾燥)

乳化剤

メチオニン
メチオニン
ピタミンK₃

ピタミンK₃

ペプチドグリカン分解

酵素
乳糖分解酵素
乳酸菌

乳酸菌

脂肪分解酵素

ピタミンB₂
ピタミンB₂

硫酸亜鉛
硫酸亜鉛
硫酸コバルト
硫酸コバルト
硫酸鉄
硫酸銅
硫酸銅
硫酸ナトリウム
硫酸マグネシウム

硫酸マグネシウム (結晶)	硫酸マグネシウム
硫酸L-リジン	リジン
リン酸一水素カリウム (乾燥)	リン酸一水素カリウム
リン酸一水素ナトリウム (乾燥)	リン酸一水素ナトリウム
リン酸二水素カリウム (乾燥)	リン酸二水素カリウム
リン酸二水素ナトリウム (乾燥)	リン酸二水素ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム (結晶)	リン酸二水素ナトリウム

d (略)
(オ) ~ (ケ) (略)
イ (略)
(4) (略)
3 ~ 7 (略)
第3 ~ 第5 (略)

d (略)
(オ) ~ (ケ) (略)
イ (略)
(4) (略)
3 ~ 7 (略)
第3 ~ 第5 (略)